

令和4年5月24日

受験予定者のみなさま

福岡大学法科大学院

## 令和5年度福岡大学法科大学院入学者選抜 新型コロナウイルス感染症等への対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患したことなどにより入学者選抜を受験できない方を対象に、以下のとおり特別措置を講じることとします。

なお、特別措置等を希望される場合は、試験日前日の15時までに法科大学院事務室へご連絡ください。  
(電話:092-871-6631(代表))

今後の感染状況によっては、内容を変更する場合がありますので、本学法科大学院ホームページで最新の情報を確認するようにしてください。

### 1. 特別措置対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し試験当日に療養中の者  
試験当日、療養中の場合、他の受験生や監督者等への感染のおそれがありますので、受験をご遠慮願います。ただし、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めた場合は、この限りではありません。
  - (2) 保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として認定され、試験当日を含む期間に自宅待機等の指示を受けた者
  - (3) 新型コロナウイルス感染症対策のため、政府から要請等により自宅又は宿泊施設等からの移動が制限され、試験当日来学困難な者
  - (4) 37.5度以上の発熱症状がある、咳が続いているなど新型コロナウイルス感染への罹患が疑わしい者
  - (5) その他、本学が新型コロナウイルス感染症影響により、来学困難である、来学すべきではないと判断した者
- ※ (1)～(3)については医師の診断書等、事実を確認できる書類の提出を求めることがあります。  
※ 上記に該当せず受験が可能であったにもかかわらず、自らの意思により受験しなかった者については特別措置の対象としません。

### 2. 特別措置等について

本法科大学院の入学者選抜は、未修者コース・既修者コースそれぞれA日程・B日程・C日程の選抜方法・評価基準は同一であり、1年間に複数回の受験機会を提供しています。

本法科大学院では、前述「1」の理由等により受験できないときは、以下のように対応します。

- ① A日程・B日程については、追加の検定料を徴収せずに、以後に実施される日程(B日程・C日程)への受験振替措置を講じます。
  - ② C日程については入学検定料を返還します。
- ※入学検定料返還時の振込手数料は受取人負担となります。

3. 受験振替措置及び入学検定料返還の申請方法について

- ① 受験振替措置及び入学検定料返還を希望される方は、受験予定の試験が開始される前に法科大学院事務室へご連絡ください。
- ② 受験振替及び入学検定料返還の手続き方法(提出書類等)については、法科大学院事務室から個別にご案内いたします。試験実施日の10日後までにご提出ください。

4. 特別措置対象者の「(2)濃厚接触者」のうち、試験当日の受験を希望する方について

以下の①から④の要件を全て満たしている場合は、別室での受験を認めます。希望される場合は、試験日前日の15時までに法科大学院事務室へご連絡ください。

- ① 初期スクリーニング(原則として医療機関が実施するPCR検査(行政検査))の結果、陽性の結果が出ていないこと  
※検査結果が判明するまでは受験不可となり、感染者と同様に特別措置等の対象になります。  
ただし、保健所業務の逼迫等を理由に、濃厚接触者の認定を受けたものの、行政検査を受けられない場合は、個別に法科大学院事務室にご相談ください。(電話:092-871-6631(代))
- ② 受験当日も無症状であること
- ③ 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に到着すること
- ④ 終日、別室で受験すること

【本件に関するお問い合わせ先】

福岡大学法科大学院事務室

電話(092)871-6631(内線4812)

E-mail houka@adm.fukuoka-u.ac.jp